

株式会社ダブルツリー

定 款

1987年5月14日設立

2024年8月16日改訂

# 株式会社ダブルツリー 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社ダブルツリーと称し、英文では Double Tree Inc. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車の販売、修理業
2. 損害保険代理業
3. 生命保険の募集に関する業務
4. 車両のリース
5. レンタカー事業
6. 太陽光その他自然エネルギー等を利用した発電及び電気の供給販売業
7. 簡易宿泊所、レジャー施設、グランピング等のキャンプ施設及びその他宿泊 施設の経営、運営、管理及びコンサルティング
8. カフェ、レストラン、居酒屋等の飲食店の経営、業務受託、企画、プロデュース及び経営コンサルティング
9. キャンプ用品、登山用品、カヌー用品、釣具等のアウトドア用品、その他物品の製造、販売、輸出入及びレンタル
10. スポーツ施設、宿泊施設の経営
11. 食料品、菓子類等の製造、販売及び輸出入並びに酒類の販売
12. インターネットを利用した通信販売業
13. 不動産の賃貸、管理、売買、仲介業
14. クリーニング業
15. コインランドリーの経営
16. 古物の売買
17. 前各号に附帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を岡山県倉敷市に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

### (機関構成)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(株主総会)

第12条 株主総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(基準日)

第13条 当会社の定期株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集)

第14条 株主総会は、社長たる取締役がこれを招集し、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 株主総会の決議について、会社法第309条第2項に定める特別決議を要するときは、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(員数)

第19条 当会社の取締役は6名以内とする。

(選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役が1名の場合は、その者を社長とし、代表取締役が2名以上の場合は、そのうち1名を取締役会の決議によって社長と定めるものとする。
- 3 当会社は、必要に応じて、取締役会の決議により、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集は会日の2日前までに各取締役及び監査役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 3 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役会の決議の目的たる事項について取締役から提案があった場合において、その事項につき議決に加わることができる取締役及び監査役の全員が書面又は電磁的記録によりその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し当会社の本店に備え置くものとする。

- 2 取締役会議事録は、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第27条 当会社の取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（当会社又はその子会社の業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額とする。

## 第5章 監査役

(員数)

第29条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(選任)

第30条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 指定として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当金の支払開始に日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附 則

附則1 第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日をもって効力が生じるものとし、その効力の発生日をもって、本附則を削除する。

附則2 2024年8月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、2024年9月1日付株式分割により株式の割当てを受けることができる株主とするものとし、その効力の発生日をもって、本附則を削除する。

附則3 第6条（発行可能株式総数）の変更並びに第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の新設は2024年9月1日付にて生ずるものとし、その効力の発生日をもって、本附則を削除する。



2024年8月16日

当会社の定款に相違ありません。

岡山県倉敷市加須山334番地の4

株式会社ダブルツリー

代表取締役 林 和樹

